

# 令和5年度 加古川市立平荘小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年4月

## 1 いじめに対する基本認識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

「 令和5年度 加古川市いじめ防止対策計画 」

## 2 いじめの未然防止のための基本認識

全教職員の協力体制のもとで児童に向き合う時間を確保し、「いじめ防止対策プログラム」の年間計画に基づいていじめの未然防止に取り組む。

児童が安心して生活できる「居場所づくり」や、児童の主體的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進める。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳科の時間を要にして、人を大切にすることや道徳的実践力を養い、命を大切にすることをすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

## 3 いじめ防止の行動目標

### (1) いじめを許さない、見逃がさない雰囲気づくりを推進する

- ①学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う

「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する

- ②絆づくり（居場所づくり）

「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、すべての子どもに対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していく

- ③地域総がかりでいじめの防止を推進する

「学校園連携ユニット」の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。いじめ防止、子どものSOS 発見チェックリスト等の啓発チラシや広報誌やホームページ

を活用した情報発信の推進

- ④「特別の教科 道徳」の教科書や道徳教育副読本等を活用して道徳的実践力を育て・人権意識の高揚を図る

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
  - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
  - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② コミュニケーション能力の育成  
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する
- ③ 「ことばの力」の育成  
「ことばの力」の育成、「協同的探究学習」や「プログラミング教育」を推進し、自分の思いをことばで表現できる力や論理的に説明する力を育てる
- ④ 体験活動の推進  
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る

(3) いじめの未然防止・早期発見のための手段を講じる

- ① 「平荘っ子心のチェックシート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る
- ② 「心の相談アンケート」及び「学級担任による個別の教育相談」を年2回行うことで児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの早期発見に努める
- ③ 「学校生活に関するアンケート（アセス）」を通して児童の学校生活への適応感を把握し、結果検討・ケース会議を実施し、いじめの未然防止・早期発見に活用する
- ④ SCによる教育相談日をSC通信等で周知し、相談しやすい体制を作る
- ⑤ 日々の声かけや観察を通して、早期発見、早期対応を図る
- ⑥ 「学校園連携ユニット推進事業」を充実させるとともに、学校運営協議会をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめの防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得られるよう啓発に努める
- ⑦ 児童・保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止に関して理解を深められるように、「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する
- ⑧ 相談行動促進（自殺予防教室）等の命に係わる授業を実施する

(4) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と密に連携して、双方への早急な対応を行う

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対策委員会」において直ちに情報を共有する  
その後は、当該組織が中心となり、的確な役割分担をして、いじめの解決にあたる

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる

③観衆、傍観者の立場にいる児童たちも、自分の行動を振り返り、いじめの解消にむけた適切な行動をとれるよう指導する

④少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関と連携協力する

⑤いじめられている児童の心のケアをするために、SC等とも連携を取りながら、指導を行う

(5) 学校と家庭・地域、また、学校と関係機関が連携協力した対応を図る

①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する

②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教育相談コーディネーター、生徒指導、学級担任、養護教諭、SC、SSW、SA等からなる「いじめ対策委員会」を機動的に開催する

(2) 「生活指導部会」

毎学期の部会及び、毎週の情報交換会、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする

#### 5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う

(1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会を通じて市長に速やかに報告する

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する

(3) 上記の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する

(4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて市長に報告する

#### 6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの未然防止・早期発見に関する取組」「いじめの再発防止に向けた取組」に関することを加える

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する